

改正後

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	( )
連結留保税額の個別帰属額の計算							
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円		
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(1) \times \frac{(2)}{(3)}$	4			
連結個別留保税額の計算							
年3,000万円相当額以下の金額 (23)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	5	円	(5)の10%相当額	8	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (23-(5))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(5))のいずれか少ない金額	6		(6)の15%相当額	9			
年1億円相当額を超える金額 (23)-(5)-(6)	7		(7)の20%相当額	10			
基準個別留保金額の計算							
当 期 留 保 金 額	11	円	別表一の二「5」+「7」及び「10」の外 書」のうち帰せられる金額	24	円		
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	12		個別所得金額に係る 連結法人税個別帰属額	25			
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せ られる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別 表六の二(十)「19」-別表六の二(十一) 「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六の 二(十三)「20」-別表六の二(二十)「19」- 別表六の二(二十一)「20」-別表六の二(二十 五)「25」-別表六の二(二十六)「11」)	26			
前 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。) (前期の(15))	14						
当 期 末 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	15		連結親法人が中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せら れる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六 の二(八)付表「6」-別表六の二(十)「19」-別表六 の二(十一)「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六 の二(十三)「20」-別表六の二(十六)「12」-別 表六の二(十七)「11」-(別表六の二(十八)付表三 「12」+「14」)-別表六の二(二十)「19」-別表六 の二(二十一)「20」-別表六の二(二十二)付表 「6」-別表六の二(二十三)付表「6」-別表六の 二(二十四)「16」-別表六の二(二十五)「25」-別 表六の二(二十六)「11」)	27			
連 結 留 保 税 額 及 び 配 分 時 調 整 外 国 税 和 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (19)がないものとした場合の法人税 及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	16						
連 結 留 保 税 額 及 び 配 分 時 調 整 外 国 税 和 当 額 の 個 別 帰 属 額 並 び に (19)がないものとした場合の法人税及び 地方法人税の負担額として帰せられる金額から配 分調整外国税和当額の個別帰属額を控除した金額	17						
住 民 税 額 (33)	18		住 民 税 額 (24)又は(26)又は(27)のいずれ か多い金額)×(16.3%又は10.4%)	28			
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	19		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額) ×20%	29			
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17)+(18)-(19) (マイナスの場合は0)	20		((26)又は(27)+(別表一の二 「12」のうち帰せられる金額)+ (別表六の二(二)付表「18」)	30			
当 期 留 保 金 額 個 別 帰 属 額 (11)+(14)-(15)+(16)-(20)	21		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24)又は(30)のいずれか多い 金額)×(16.3%又は10.4%)	31			
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22		住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額)	32			
基 準 個 別 留 保 金 額 (21)-(22)	23		住 民 税 額 (28)-(32)	33			

別表三の二付表二 令二・一・一以後終了連結事業年度分

改正前

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 結 年 度	結 業 年 度	法人名	( )
連結留保税額の個別帰属額の計算							
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円		
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(1) \times \frac{(2)}{(3)}$	4			
連結個別留保税額の計算							
年3,000万円相当額以下の金額 (23)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	5	円	(5)の10%相当額	8	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (23-(5))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(5))のいずれか少ない金額	6		(6)の15%相当額	9			
年1億円相当額を超える金額 (23)-(5)-(6)	7		(7)の20%相当額	10			
基準個別留保金額の計算							
当 期 留 保 金 額	11	円	別表一の二「5」+「7」及び「10」の外 書」のうち帰せられる金額	24	円		
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 	12		個別所得金額に係る 連結法人税個別帰属額	25			
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せ られる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別 表六の二(十)「19」-別表六の二(十一) 「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六の 二(十三)「20」-別表六の二(二十)「19」- 別表六の二(二十一)「20」-別表六の二(二十 五)「25」-別表六の二(二十六)「11」)	26			
前 期 末 配 当 等 の 額 (連 	14						
当 期 末 配 当 等 の 額 (連 	15		連結親法人が中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せら れる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六 の二(八)付表「6」-別表六の二(十)「19」-別表六 の二(十一)「10」-別表六の二(十二)「19」-別表六 の二(十三)「20」-別表六の二(十六)「12」-別 表六の二(十七)「11」-(別表六の二(十八)付表三 「12」+「14」)-別表六の二(二十)「19」-別表六 の二(二十一)「20」-別表六の二(二十二)付表 「6」-別表六の二(二十三)付表「6」-別表六の 二(二十四)「16」-別表六の二(二十五)「25」-別 表六の二(二十六)「11」)	27			
連 結 留 保 税 額 及 び 配 分 時 調 整 外 	16						
連 結 留 保 税 額 及 び 配 分 時 調 整 外 	17						
住 民 税 額 (33)	18		住 民 税 額 (24)又は(26)又は(27)のいずれ か多い金額)×(16.3%又は10.4%)	28			
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)「9」)	19		特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 に 係 る 控 除 額 (特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額) ×20%	29			
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17)+(18)-(19) (マイナスの場合は0)	20		((26)又は(27)+(別表一の二 「12」のうち帰せられる金額)+ (別表六の二(二)付表「18」)	30			
当 期 留 保 金 額 個 別 帰 属 額 (11)+(14)-(15)+(16)-(20)	21		調 整 個 別 帰 属 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 (24)又は(30)のいずれか多い 金額)×(16.3%又は10.4%)	31			
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22		住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額)	32			
基 準 個 別 留 保 金 額 (21)-(22)	23		住 民 税 額 (28)-(32)	33			

別表三の二付表二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

改 正 後

(11 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六(三)「11」)	1	円	税 7				
地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六(三)「46」)	2		道 府 県 民 税 8				
道府県民税 ( $(1) \times 3.2\%$ 又は $11\%$ )又は別表六(三)付表「28の④」)	3		市 町 村 民 税 9				
市町村民税 ( $(1) \times 9.7\%$ 又は $6\%$ )又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4		計 10				
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5) 11				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	6						
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・ ・	国 税	円	円		円	外	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税			円		外	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
合 計	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
計 (30)+(31)+(32)	33						
当 期 分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)の「21」)
	道府県民税	(8)					
	市町村民税	(9)					(33の②)
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の②)			

別表六(三) 令元・十・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

改 正 前

(11 別表六 (三))

外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額等の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名				
当期の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額の計算							
法人税 (別表六(二)「16」、別表六(二)(二)付表「13」又は別表六(三)「11」)	1	円	税 7				
地方税法人税 (別表六(二)「49」、別表六(二)(二)付表「48」又は別表六(三)「46」)	2		道 府 県 民 税 8				
道府県民税 ( $(1) \times 3.2\%$ )又は別表六(三)付表「28の④」)	3		市 町 村 民 税 9				
市町村民税 ( $(1) \times 9.7\%$ )又は別表六(三)付表「28の⑤」)	4		計 10				
計 (1)+(2)+(3)+(4)	5		控除限度超過額又は個別控除限度超過額 (6)-(5) 11				
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	6						
前3年以内の控除余額、個別控除余額、控除限度超過額又は個別控除限度超過額に関する明細							
事業年度又は連結事業年度	区 分	控除余額又は個別控除余額			控除限度超過額又は個別控除限度超過額		
		前期繰越額又は当期発生額 ①	当期使用額 ②	翌期繰越額 ①-② ③	前期繰越額又は当期発生額 ④	当期使用額 ⑤	翌期繰越額 ④-⑤ ⑥
・ ・	国 税	円	円		円	外	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税			円		外	円
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
・ ・	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
合 計	国 税					外	
	道府県民税						
	市町村民税						
計 (30)+(31)+(32)	33						
当 期 分	国 税	(7)			(11)	外	(別表六(二)の「21」)
	道府県民税	(8)					
	市町村民税	(9)					(33の②)
	計 (34)+(35)+(36)	37	(10)	(33の②)			

別表六(三) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(14 別表六の二 (二の二))

(追加)

区分		収入金額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額		
合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)	1	円	円	円		
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)	2					
特定目的会社の利益の配当、投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の受益者の剰余金の配当(社債的受益者の剰余金の配当を除く。)	3					
その他	4					
計	5					
法人税の額	6			円		
法人税の額から控除する金額	7					
(6の②)のうち法人税の額を超える金額	8					
集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除く。)						
個別法による場合	9	10	11	12	13	14
個別法による場合	15	16	17	18	19	20
支払者の法人名 支払者の所在地 支払を受けた年月日						
計						
個別法による場合 個別法による場合						
連結法人名						
(6の②)のうち当該連結法人の分配時調整外国税相当額						
②及び③に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額						
②のうち当該連結法人に帰せられる控除を受ける分配時調整外国税相当額						
計						
II 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書						
個別分配時調整外国税相当額	22	地方法人税の額から控除する金額	24			
各連結法人の個別分配時調整外国税相当額の合計額	23	個別帰属額	25			

別表六の二(二)の二 令二・一以後終了連結事業年度等分

(15 別表六の三)

(16 別表十三 (五))

(17 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等	法人名	( )
---------------	-----	-----

別表十七(三)の十二 令二・一・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

内額 国等 法相 人当 の額 控の 除 対 象 類 所 得 計 税 算	控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	1	円
	法 人 税 の 額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連 結 法 人 相 当 額 別 の 控 除 対 象 の 所 得 計 算	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	5	
	法 人 税 の 額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各 類 控 除 対 象 所 得 計 算 の 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	9	
	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
	個 別 帰 属 額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地 方 法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (9)と(別表一の二「38」)-別表六 の二(二の二)「34」のうち少ない金額	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

(14 別表六の三)

(15 別表十三 (五))

(16 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除並びに各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等	法人名	( )
---------------	-----	-----

別表十七(三)の十二 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

内額 国等 法相 人当 の額 控の 除 対 象 類 所 得 計 税 算	控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	1	円
	法 人 税 の 額 (別表一「10」-別表六(五の二)「7」)	2	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1)のうち法人税の額を超える金額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連 結 法 人 相 当 額 別 の 控 除 対 象 の 所 得 計 算	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (各連結法人の別表十七(三の十二)付表「31」の合計)	5	
	法 人 税 の 額 (別表一の二「10」-別表六の二(二の二)「7」)	6	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5)のうち法人税の額を超える金額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各 類 控 除 対 象 所 得 計 算 の 別 帰 属 額 の 計 算	個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三の十二)付表「31」)	9	
	各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (5)	10	
	個 別 帰 属 額 $(7) \times \frac{(9)}{(10)}$	11	

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地 方 法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (別表一の二「39」)	14	円
各連結法人の個別控除対象 所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(12)}{(13)}$	15	

(18 別表十八)

(17 別表十八)

(19 別表十八の二)

(18 別表十八の二)

(20 別表十八の三)

(19 別表十八の三)

(21 別表十九)

(20 別表十九)

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話( ) -

法人名 (フリガナ) 代表者 代表者印

法人番号 (フリガナ) 代表者印

代表者住所

事業種目

整理番号

事業年度(至)

売上金額

申告年月日

申告区分

申告書 申告書

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書

平成・令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用説明書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成・令和 年 月 日以後開始事業年度等分

この申告書による法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)					15 分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額				
確定給付年金資産管理運用契約分					16 (15)のⅡ相当額				
確定給付年金基金資産運用契約分					17 分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額				
確定拠出年金資産管理契約分					18 (17)のⅡ相当額				
個人型年金に係る分					19 課税退職年金等積立金額 (16)+(18)				
退職毎年金給付に係る分					20 合併法人等の退職年金等積立金額				
勤労者財産形成給付契約分					21 (20)のⅡ相当額				
勤労者財産形成基金給付契約分					22 合併法人等から引継いだ退職年金等積立金額				
厚生年金基金契約分					23 (22)のⅡ相当額				
適格退職年金契約分					24 課税退職年金等積立金額 (21)+(23)				
課税退職年金等積立金額 (1) × Ⅱ			000		25 退職年金等積立金額				
法人税額 (0.1, 0.3又は0.4)の1%相当額			00		26 課税退職年金等積立金額				
中間申告分の法人税額			00		27 分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額				
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)			00		28 合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額				
					29 法人税額				
					30 この申告により納付すべき法人税額 (12)-(29)				00

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
課税標準法人税額 (12)				000	35 この申告書の課税標準法人税額				000
地方法人税額 (31) × 10.3%					36 確定地方法人税額				
中間申告分の地方法人税額				00	37 この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)				00
差引確定地方法人税額 (32)-(33)				00					

税理士署名押印

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話( ) -

法人名 (フリガナ) 代表者 代表者印

法人番号 (フリガナ) 代表者印

代表者住所

事業種目

整理番号

事業年度(至)

売上金額

申告年月日

申告区分

申告書 申告書

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書

平成・令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

適用説明書提出の有無

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成三十一年・四一年以後終了事業年度等分

この申告書による法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)					15 分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額				
確定給付年金資産管理運用契約分					16 (15)のⅡ相当額				
確定給付年金基金資産運用契約分					17 分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額				
確定拠出年金資産管理契約分					18 (17)のⅡ相当額				
個人型年金に係る分					19 課税退職年金等積立金額 (16)+(18)				
退職毎年金給付に係る分					20 合併法人等の退職年金等積立金額				
勤労者財産形成給付契約分					21 (20)のⅡ相当額				
勤労者財産形成基金給付契約分					22 合併法人等から引継いだ退職年金等積立金額				
厚生年金基金契約分					23 (22)のⅡ相当額				
適格退職年金契約分					24 課税退職年金等積立金額 (21)+(23)				
課税退職年金等積立金額 (1) × Ⅱ			000		25 退職年金等積立金額				
法人税額 (0.1, 0.3又は0.4)の1%相当額			00		26 課税退職年金等積立金額				
中間申告分の法人税額			00		27 分割等により引継ぎをした場合の課税退職年金等積立金額				
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)			00		28 合併等により引継ぎを受けた場合の課税退職年金等積立金額				
					29 法人税額				
					30 この申告により納付すべき法人税額 (12)-(29)				00

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
課税標準法人税額 (12)				000	35 この申告書の課税標準法人税額				000
地方法人税額 (31) × 4.4%					36 確定地方法人税額				
中間申告分の地方法人税額				00	37 この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)				00
差引確定地方法人税額 (32)-(33)				00					

税理士署名押印